

ヘレニズム時代の王権に関する基本問題

田中穗積

一 王権形成の特徴

アレクサンドロス帝国の成立は、經濟的、文化的共通性を持つヘレニズム世界の形成を準備したにも拘わらず、その帝国の崩壊は政治的分裂を引き起し、三強国であるマケドニア王国、ブトレマイオス王国、セレウコス王国が出現した。これらの王国における支配者は「王」(*Basileus*)と称し、その支配あるいは王国を表わす言葉として、「王国」(*Basileia*)も用いられたが、「国政」ないしは「國家」を意味する *τὰ πράγματα* が多く使われたことは、碑文・ペピルス史料などから知られる通りである。

そこで、まずヘレニズム王権成立の問題を取り上げることにしたい。後代になるが、一〇世紀のビザンツにおける辞典スダ *Suda* の中で、王権に関する最初の項目には次のような表現がみられる。「王権とは責任を問われない至高の権威である。」とし、それに解説が加えられ、「立派な人だけでなく、また王も自由を享受する。つまり王権とは責任を問われない至高の権威で、それは賢者のみ具わっているのである。」としている。これは理想化された王権の定義と受け止めることができる。しかし、さらに続けて、「王権。(それは)自然とか正義が人に王権を与えるもので

はなくして、軍事指揮権を行使し、賢明な支配を行なえる者にそれが与えられる。このような例はフィリッポス、そしてアレクサンドロスの後継者たちであった。というのは、アレクサンドロスの子にまだ能力がなかつたために当然継がれるはずのこの家系が継がれず、血縁関係のない者たちが全地上の王となつた。」⁽³⁾と述べている。ここにみられる王権とは、軍事や支配にすぐれた者に移つてゆくものであることを、アレクサンドロス大王の父フィリッポス一世、それにアレクサンドロス大王の後継者たち⁽⁴⁾つまりディアドコイ期のヘレニズム君主を例にあげてるのである。

ディアドコイのなかで初めて王と称したのは、アンティゴノス・モノファタルモスとデメトリオス・ポリオルケテス父子であった。彼らは他のディアドコイに対し優勢な立場にあつて、前310年にデメトリオスがキュプロスのサラミス港外でプトレマイオス一世を破り、東地中海を制した時、彼ら父子はアテナイの人々に王と呼ばれ、それを契機に王と称した。そして翌年にはプトレマイオス一世が、それに続いてセレウコス一世、さらにカッサンドロスやリュシマコスが王と称した。こうした時、アンティゴノスはアレクサンドロス帝国の後継者を自認したが、しかしふトレマイオスやその他のディアドコイにはそうした意図はなかつたとみられる⁽⁵⁾。ところで、こうした王としての宣言は、主としてギリシア人、マケドニア人を意識したものであつて、エジプトを支配していたプトレマイオス一世、またバビロニアを掌握していたセレウコス一世は、そういった地域の住民からはすでにオリエントの伝統に従つて支配者、すなわち王とみなされていいたとおもわれる⁽⁶⁾。

ではディアドコイの王権は誰によつて承認されたのであるうか。ヘレニズム時代のギリシア人都市の決議文には、多くの王たちに捧げた栄誉、さらには王崇拜といったものがみられる。しかしそういった類例は王権に対する追従であつて、都市が王権を賦与したものではない。そこで問題となる史料を次にあげることにする。リュシマコスからプリエネに宛てた書簡中、「われわれ（王）、われわれの友人、われわれの軍隊、われわれの國家」*(μητρες τε και τοις φίλοις μητρεσσαῖς διαναγκάζοντες ταῦτα πρόστιμα)*とあり、またイリオンからアンティオコス一世への書簡中、「彼（アンテ

イオコス一世) のすぐれた能力のみだけでなく、また彼の友人そして彼の軍隊のおかげで」(μελλοντα μετριανην αποτελη, επεινα και οινα την την ψηλων και την δυνατην εύπονταν) という表現がみられる⁽⁵⁾。この例のように王の友人、軍隊は王を支える非常に重要な要素であった。

そこで、まず王の軍隊を先に取り上げることにする。古マケドニア王国では、王位の承認は主にマケドニア軍からなるマケドニア人民集会において、喝采により指名されるという習慣があり、マケドニア人は王位に関与する権限を持つていた。しかしヘレニズム時代になると、そうした伝統的権限がいかほど効力を持つたかは疑わしい。ウォールバンクによれば、前二世紀後半のアンティゴノス朝マケドニア王国においても、王位はマケドニア人の集会によつて決議されたのではなく、有力なマケドニア人によって承認されたとみている⁽⁶⁾。こうした見方からすれば、ディアドコイ期からマケドニア人兵士の権限下降の現象が、アレクサンドロスの東征に統いて、より顕著になつたとおもわれる。その理由の一つに、ギリシア人そしてその他のヨーロッパ、アジアの民族など多くの傭兵が用いられたことがあげられる⁽⁷⁾。

次に王の友人(φιλοι)を取り上げてみたい。彼らこそヘレニズム時代、王の身边にあつて重要な役割を果した新階層であった。ディアドコイがアレクサンドロス大王の血統と無関係な立場にありながら王と称したのは、先にあげたスマ辞典にもみられる通り、軍事ならびに支配の能力という個人的資質によるものであった。そういうた彼らに助言を与える、その新しい権力を支えたのがフィロイであった。アレクサンドロス大王の時期、すでにマケドニア貴族を中心とする王の仲間(επαρχοι)と並んでフィロイという表現がみられる。このヘタイロイとフィロイが殆んど同じメンバーであつたかどうかについては一考を要する問題であるが、ともかくもディアドコイ期以後は一般にフィロイと呼ばれるようになり、こうした名称の変化とともに、またフィロイの出自にも変化がみられた。つまりフィロイはマケドニアの伝統に立つヘタイロイとは別に、しだいにその能力のゆえにディアドコイの権力者と結びついて台頭した。

そして、そういうたつたフィロイがディアドコイの王権を承認したと考えられる。すなわち王とフィロイは利害関係において一致し、ヘレニズム時代の新しい権力構造を形成したのである。したがつてこのフィロイという名称は、先にあげたリュシマコスの例にみられる通り、ディアドコイ期、他の王たちの間でも使用された。そしてまたアンティオコス一世の場合をあげておいたように、フィロイはヘレニズム時代を通じ、諸王の宮廷においてみられるのである⁽¹⁾。フィロイとなる者はマケドニア人だけでなく、ギリシア人も多かつた。ディアドコイ期が過ぎても、ことにプトレマイオス朝やセレウコス朝のようにオリエントを支配した王朝では、オリエントの異民族に対する支配階層として、あるいはギリシア人世界との連携といった面からも、王に忠実で才能あるギリシア人を必要とした。一般的にいつて、フィロイとなつた彼らは軍事、行政、外交などで活躍しており、また芸術家、哲学者、医師など宮廷に招かれたギリシア人でも、フィロイとなればその能力によって軍事に関与することもあつた⁽²⁾。しかし王権が強化されると、廷臣としてのフィロイに階級づけがおこなわれるようになつた。前二世紀のセレウコス朝では、筆頭のフィロイ(πρωτεύον φύλακ)、名譽フィロイ(τιμηφύλακ)、筆頭にして最も名譽あるフィロイ(πρωτεύον τιμηφύλακ)などの表現がみられる⁽³⁾。プトレマイオス朝にいたつては、プトレマイオス五世以後フィロイの名称は何段階かに分けられ、それが宮廷における階級序列の中に組み込まれた⁽⁴⁾。

またヘレニズム君主の支配権についていえば、王国はマケドニアの場合を除き、アレクサンドロス大王のアジア支配と同様に、「槍によつて獲得した領土」(σφραγισθεόν γῆ)で、この表現は、しばしばディオドロスの記述にみられるところである⁽⁵⁾。すなわち征服とは支配であり、それは王権の行使であった。こうした考えは、ディアドコイ期だけではなく、その後においてもみられる。たとえばポリュビオスによれば次のようである。アンティオコス三世はペルティアからバクトリアまで遠征して、東方のそうした地域に彼の宗主権を認めさせたが、それは彼の勇気と弛まなき努力によってすべての臣下を威圧し、王国の支配を確実にした。つまり、その遠征こそアジアの住民だけでなく、

またヨーロッパの者たちにも、まれに彼が王に相応しいと思わしめた（Polyb. X1, 34, 15-16）。またアンティオコス三世はローマ人と戦う前に、ケルソネソスやトラキアの諸都市に進出した。これにて彼は、これらの地域は彼の祖セレウコス一世がリュシマコスより獲得していたものをアントニオコス三世やフィリップス五世が奪取していたので、再び支配を回復したものである、とみなしたという（Polyb. XVIII, 51, 2-5）。もとアンティオコス四世がトレマイオス六世に対して、ロイ・シリアとペレスチナの領有権を主張した根拠は、彼の父アントニオコス三世がそれらの地域を戦いによって獲得していたものであり、征服による領有こそ支配を最も確実なものにする、という理由からであった（Polyb. XXVIII, 1, 2-4）。こうした領有地に対し、王は何人にも優先する高次の所有権を持つた。その権利の行使が課税であり、その収入によって軍隊を維持し、また王権誇示のために宮廷のフィロイはじめ役人、さらに競ってはギリシア人都市へ贈物がなされた。

もちろん、こうしたことはヘレニズム時代に限ったことではない。しかし支配領域を求めて互に侵略を繰り返したヘレニズム世界の王たち相互の間に、条約がほとんど見当らないことである。確かに政略結婚などで王国間の取り決めがなされたであろうが、ギリシア人都市と王の間にみられたような公開的な協定ないし条約が結ばれた例はあまりない。むしろヘレニズム時代の王たち相互による勢力拡大の方策をうかがうことができよう。

ヘレニズム世界の代表的なマケドニア王国、ピトレマイオス王国、セレウコス王国の特徴について、最初にあげた王国はマケドニア人がマケドニア王を推戴する国民国家として、それに対し後の二王国は各創始者がオリエントで形成した個人的王国という表現で、從来とらえられてきた。こうした見方について、ウォールバンクは新版『ケンブリッジ古代史』七一一において次のようにみていく。⁴⁶⁾つまり彼は從来の見解を否定してはいないが、しかしマケドニア王国もデメトリオス・ポリオルケテスやアンティゴノス二世の個人的能力において形成されたものであり、このことは他の王国と変わりない。そして古代史料においてもマケドニア王国が実際に他の王国と異なっているとは表現し

でいない。さらに碑文等にみられる王の称号について、「マケドニア人の王」という表現も公的なものではなく、マケドニア人やギリシア人にとつてヘレニズム世界の各王国の支配者は一般に「王」であった。ゆえにマケドニア王国では君主崇拜はみられなかつたが、しかし先にあげたようにウォールバンクはマケドニア王国における軍隊の权限の低下を認め、マケドニア王国もしだいに他の王国の制度、組織に相似したことを強調する。ところが、同じく前掲書においてムスティアは、セレウコス王国の王とは民族的統一体としてのマケドニア王国にみられるよくな「マケドニア人の王」ではなく、オリュントの多民族を支配した個人的国家の「王」であることを強調してゐる。ウォールバンクと異なつたニュアンスを示してゐる。確かにウォールバンクの主張する視点は理解できるとして、しかしにせれウコス王国、アントニオス王国が前二世紀において、ますますオリュントの王国に傾斜したことを考えれば、これら両王国がマケドニア王国と異なつた基盤に立つてゐた前提を見逃すことはやむを得ない。

註

- (1) たゞ *βασιλέα* といふやうだ。OGIS 219; 224; 248; 331; SEG IX, 5; M.-T. Lenger, C. Ord. Prot. 53, *τὸν προτερηματα* じつこひな、ヤンカ ハベ王国の標印 OGIS 219; 221; 227; 229; 231; 244; 329; IGLS 1183. トーネヤベホウ王国の標印 SEG IX, 7; M.-T. Lenger, C. Ord. Prot. 71; 82. 〈ハヤヤ〉王国の標印 OGIS 266; 315; 329; 763.
 - (2) Suidae Lexicon s. v. Basileia (Vol. I, edidit A. Adler, Stuttgart 1971, 457.)
 - (3) Diodoros, XX, 53, 2-4; Iustinus, XV, 10ff.; Plutarchos, Dem. 17-18; Appianos, Syr. 54; É. Will, Histoire politique du monde hellénistique, I, Nancy 1979, 74-77; Id., CAH² VII, 1 (1984), 75; H.-W. Ritter, Diadem und Königsherrschaft, München 1965, 84-85; O. Müller, Antigonus Monophthalmos und »Das Jahr der Könige«, Bonn 1973, 78-107.
 - カナヘーロスの標印は「アラミット人の王」である表現が用いられた。SIG³ 332). 德里トーネヤベ王国の標印は「トーネヤベ帝国繼承の意図があつたのである」だ。É. Will, CAH² VII, 1, 58. つかこの称号の用い方よりこの問題は必ずしも標題の「マケドニアの王」を離れてゐる。
- R. M. Errington, Macedonian 'Royal Style' and its Historical Significance, JHS 94 (1974), 25. Cf. N. G. L. Hammond and G. T. Griffith, A History of Macedonia, II, Oxford 1979, 387-388; J.

- (4) Seibert, Das Zeitalter der Diadochen, Darmstadt 1983, 136-139.
- (4) E. Turner, CAH² VII, 1, 123, 126; S. Smith, Babylonian, Historical Texts, London 1924, 140-144; A. J. Sachs and D. J. Wiseman, A Babylonian King List of the Hellenistic Period, Iraq 16 (1954), 203-206.
- (5) 『アレクサンダーの死』 C. B. Welles, RC, 6, II, 6-7. トマス・カーラー「アレクサンダーの死」 OGIS 219, II, 15-16. ルイの『アレクサンダー』 I. Magnesia 86, 1, 17; P. Herrmann, Antiochos der Große und Teos, Anatolica 9 (1965), 34-36; Polybios, V, 50, 4-9; Diodoros, XXI, 12, 1.
- (6) F. W. Walbank, CAH² VII, 1, 226; N. G. L. Hammond and G. T. Griffith, op. cit., 153, 383-392.
- (7) M. Launey, Recherches sur les armées hellénistique, I, Paris 1949, 63-103.
- (8) H. Berve, Alexanderreich, I, München 1926, 30-37; G. Corradi, Studi ellenistici, Torino 1929, 318-343; H. Kortenbeutel, Philos, RE XX, 1 (1941), 95-103; C. Habicht, Die herrschende Gesellschaft in den hellenistischen Monarchien, Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte 45 (1958), 1-16; H.-W. Ritter, op. cit., 82-89; P. M. Fraser, Ptolemaic Alexandria, Oxford 1972, I, 102-103, II, 184-187; N. G. L. Hammond and G. T. Griffith, op. cit., 395-404; J. Hornblower, Hieronymus of Cardia, Oxford 1981, 10, 34; F. W. Walbank, CAH² VII, 1, 68-71. トマス・カーラー「アレクサンダーの死」
- アレクサンダーの死
- (9) トマス・カーラー「アレクサンダーの死」 N. G. L. Hammond and G. T. Griffith, op. cit., 395-404; J. Hornblower, Hieronymus of Cardia, Oxford 1981, 10, 34; F. W. Walbank, CAH² VII, 1, 68-71. トマス・カーラー「アレクサンダーの死」 (Polybius, V, 58, 2-9; XVIII, 47, 4) トマス・カーラー「アレクサンダーの死」 Plutarchos, Arat. 18) だらの例をもとに
- (10) E. Bikerman, Institutions des Séleucides, Paris 1938, 41-43.
- (11) L. Moeren, La hiérarchie de cour ptolémaïque, Lovani 1977, 17-73; E. Turner, CAH² VII, 1, 165.
- (12) Diodoros, XVIII, 43, 1; XIX, 105, 4; XX, 76, 7; XX, 1, 5; XXI, 2, 2; XXII, 1, 3; J. Hornblower, op. cit., 53.
- (13) F. W. Walbank, CAH² VII, 1, 65-66, 226-227.
- (14) ハヌス・カーラー「アレクサンダーの死」 N. G. L. Hammond and G. T. Griffith, op. cit., 395-404; J. Hornblower, op. cit., 53. トマス・カーラー「アレクサンダーの死」 A. Aymeric, Études d'histoire ancienne, Paris 1967, 100-122; R. M. Errington, op. cit., 23-29. また諸家の見解を整理したトマス・カーラー「アレクサンダーの死」 L. Moeren, The Nature of the Hellenistic Monarchy, in : Egypt and the Hellenistic World, Proceedings of the International Colloquium Leuven—24-26 May 1982, Lovani

1983, 211-217. たゞ前註(3)参照。

D. Musti, CAH² VII, 1, 178. ルシウス・ベティはマコヌムの見解を援用して述べる。A. Aymard, ibid.;

R. M. Errington, The Nature of the Macedonian State under the Monarchy, Chiron 8 (1978), 77-133.

1) マケドニア時代の王権論

マケドニア時代のセレウコス1世は、彼の王権を次のようにみなししたとアッピアノスは述べてゐる。やだねやセレウコスは、「汝が諸王に課する法は、ペルシアや他の民族の慣習にあらずして、王が決定する」とは常に正し」という総てに共通する法である。(App. Syr. 61) と声明した。これは彼が彼の妻ストラトニケを息子のアントニオコス1世に譲り、そのアントニオコスを共同統治者として、ヨーロッパ東方の支配を委ねるに当つて、軍隊を前にした言葉であった。この他、姉(妹)と結婚したファラオの例のように、アレクサンダー1世が姉のアルシノエ1世と結婚した時、カリコスとテオクリトスは、それに賛辞を述べた(Call. fr. 392; Theoc. Id. 131-134)。これはギリシア人の習慣にみられないことであるが、しかしギリシア人またマケドニア人に王の行為は正面から認められたものであらうといふのがだらう。このことと後代にみられた王とは「生むる法」(*νόμος ζεμψυχος*) による王権觀をもつたく無関係とするのはやまないであろう。しかかもくマケドニア世界のギリシア人は王政の影響を受けぬいしなく生存するいとはやめなくなつた。そして特に宮廷に仕える者は、王の要請の有無に拘わらず王政のイデオロギーを提供する必要にせまられた。それは王に対する阿諛であらうとも多く、またいかほどの効果を持ったかは疑問であるとしてある。

前四世紀において、プラトンやアリストテレスの王政論は別としても、イソクラテスの場合、彼のエウアゴラス論

などに王政賛美がみられたのも、のちマケドニア王フィリッポス二世にギリシア統一を期待したことに共通している。イソクラテスはフィリッポス二世がカイロネイアで戦勝したあと彼に対して、さらにバルバロイを征服して偉大な王となるならば、あとは神となる他はない、という表現さえとった (Isoc. Epist. III, 5)。このイソクラテスの王権論にはギリシアの不安定な現状に対する失望と支配者の失望が混在している。しかしへレニズム時代には王政の是非や王権の根拠を論じるのではなく、理想的な王について論じることになる。『王権論』の著者としては、アリストテレスの弟子テオフラストス、ファレロンのデメトリオス、ストア派のゼノン、クレアントス、スマイロス、ペルサイオスなどがあげられるが、しかしほとんどの場合名前だけしか伝わっていない。テオフラストスは、「眞の王とはカイネオスのように槍によつて支配するのではなく、王笏によつて支配するものである。」ことをあげている (P. Oxy. 1611, 42-46)。これは彼の王権論の第二巻断片部分に当り、またカイネオスとは神話的な王である。こうした表現は、統治とはすぐれた王によつて行なわれるものであるとする、前四世紀のクセノフォンやイソクラテスたちの見方に通ずるものである。また同様に、ファレロンのデメトリオスもブトレマイオス一世に書物の購入と読書を勧めたが、その理由として王の友人があえて直言できない事柄を書物に見出せるからであるとする (Plut. Mor. 189d)。

学者の中には宫廷を王権に諂う場所として、そこに留まることを欲しなかつた者もあつた。ストア派が王の支配を理想としたのは、ローマ帝政期についていえることで、初期ストア派の見解は各様であつたとおもわれる。クレアントスやクリュシッポス、あるいはメガラ派のスタイルポンなどはアレクサンдрレイアの宫廷に行くことを拒否した。フレーザーは、こうした風潮が前三世紀のアレクサンдрレイアにおける哲学不振の理由になつたとしている⁽¹⁾。ゼノンは、彼の講筵に列席したアンティゴノス一世からペラの宫廷へ招きを受けたのに對し、老齢を理由に断わつたが、その代わりに弟子のペルサイオスを送つて居る (Diog. Laert. VII, 8)。このアンティゴノスはストア派やキュニコス派の学者たちを宫廷に招いた。王崇拜を受け入れなかつた彼は、子供に王権とは「光榮ある奴隸的任務」

(εὐδοξός δουκέα) であると語ったといわれる (Aelian. VH II, 20)。これは法に忠実たるぐるりふを意味するところ、王たる地位の重荷を強調したとも受け取れる。

現存しているヘルニズム時代の王権論については、アレクサンドレイアで著わされたものが目にいく。ディオドロスはアブデラのヘカタイオスの著『エジプト人について』を伝えているが、それはギリシアの政治思想における理想をファラオの支配という舞台においた。ヘルニズム時代にみられる一種のユートピアである。その中で、ファラオの伝統に従つたプトレマイオス一世は専横的でなく、ギリシア人そしてエジプト人両方に恩恵を与え正義に適つた王として描かれてくる (Diod. I, 69-95)。こうした見方は、また『アリストテアス書簡』にあらわれている。これは、ギリシア文化に対する造詣も深いアレクサンドレイア在住のユダヤ人、すなわちアリストテアスの名を用いた人物が書簡形式によつてユダヤ人の思想と立場を表現した作品である。著作年代は不詳であるが、ほぼ前二世紀後半とも考えられている。しかし作品にみられる時代設定は、プトレマイオス一世時代で、そこに年代上誤りのあるファレロンのデメトリオスを登場させ、デメトリオスがアレクサンドレイア図書館の書物を収集したことにつれ、律法がギリシア語に翻訳されたこと、すなわち七十人訳聖書の物語が述べられている。その訳者である賢者たちと王の問答が王政論をなしている (Aristeas, 187-294)。すなわち王は敬虔にして仁政 (*φιλαθησία*) を施すべきで、そのために強調すべきは王の正義であると締め括つてくる。いににおいてもポリス古典期の思想がヘルニズム時代に反映しているのである。

ところでヘルニズム時代の王権論の影響がみられるものとして、五世紀初期にストバイオスが編集した詞華集にみえるディオトゲネス、エクファントス、ステニダスの王権論⁶につけ一瞥しておきたい。ストバイオスによれば、彼ら三人はピュタゴラス派とされてゐるけれども、それ以外の事柄については何も知られていない。したがつて彼らの生存年代について論議がみられたが、現在では、二世紀ないし三世紀とする見方がとられてゐる⁷。ディオトゲネスの抜

粹を要約すれば、王は「生ける法」(νικῶν ζηγερόν) である。つまり王の機能は、軍事指揮、正義に則る行為、神に対する敬虔で、これらをもって、神が宇宙を調和させるよう、王も国内を調和させる永続的な法であるとする (Stob. IV, 7, 61-62)。ステニダスは、短い断片の中で、王は賢者でなければならない。すなわち王は神の写しであり、模倣なのであるからという (Stob. IV, 7, 63)。この考えにはストア的要素とプラトン的王の概念があらわれている。さらにエクファントスは、王は宇宙支配者の反映で、最も神に近いものとして人民を導き照らすものである。」ここに人民は強制的な王権に服従するのではなく、自発的に王に忠実になる。またそれに応えるのが王の正義である、とする (Stob. IV, 7, 64-66)。こうしたエクファントスの思想はディオトゲネスより一層神秘的であり、ヘレニズムの思想を継承するというよりは、古典期の諸思想を混合し、それをローマ帝政に反映させたとみるべきである。

ディオトゲネスやエクファントスによる見方は別にしても、ヘレニズム時代の哲学者による王権論に関しては、一般に次の点が指摘される。つまり從来のポリスという粹の中でみられた王政の理論であるプラトンの著作や、ことにアリストテレスの政治学を適用しながら、ヘレニズム王権の絶対性をいかに説明するかということにあつた。

もつとも王権に関する考え方方がオリエントでみられなかつた訳ではない。それはすぐれた指導者、すなわち王を牧者と称する表現であり、古くはシュメール人から、メソポタミア、エジプトにおいてもみられた。そして牧者という表現がヘレニズム時代においても重要な意味を持つたことは確かである。これについて早くはグッディナフがオリエントの影響とした⁽⁶⁾。しかしここでは、次のようなオーデラースの見解をあげておきたい⁽⁷⁾。ギリシアにおいても牧羊者という比喩は用いられており⁽⁸⁾、それは必ずしもオリエントからの借用とする事はできない。牧羊も行なうギリシア人に当然みられてよい表現である。こうした比喩がギリシア思想の中にはあらわれ、ヘレニズム王権思想に影響を与えた。そこから救済者^{ソテル}、善行者^{エウスルガテバ}、顯現^{テオス・エクアヌス}神という呼称や、王の神格化があらわれたとみる。

ところで、ボリュビオスによれば、たとえばフィリップス二世やアレクサンドロス大王などは広大な度量、勇敢

さ、克己を示し、まさに王者に相応しい人物で、彼らは天性において支配者の資格を具えていた⁽⁴⁾。確かにポリュビオスは王政を非難するわけではないが、しかしその欠点については容赦しない。ことにフィリッポス五世について、彼は王者の素質を有していたにも拘わらず、年とともに彼の欠点をさらけ出し、支配下の諸都市に對して虐政を行なうようになったことをあげる。たとえば彼がタソス人を攻撃して支配したことに関し、すべての王は支配の最初に当つて自由を与えるといい、味方する者には友人として同盟者と呼ぶが、一度権力を掌握すると、信頼を寄せている者を同盟者として取り扱わず、隸属化させて、信用を失うという⁽⁵⁾。そしてまた彼の子ペルセウスもマケドニア王国において恣意的な専断政治を行なつたとポリュビオスはみる⁽⁶⁾。こうしたフィリッポス五世やペルセウスの例は、ポリュビオスの有名な政体循環の理論に相当する。つまり彼は『歴史』の第六巻において、権力を世襲によって譲与された支配者は、さらに過多を追求する欲望に駆られ、服装によつて臣下と区別し、一層の奢侈、有り余る持物、贅沢な食物などによる快樂を当然のこととし、また不法な情事も否定しない。こうした悪行はまず妬み、憤りを起させ、次に王政が虐政になることによつて憎しみ、怒りの感情と暴発を引き起すという⁽⁷⁾。

またポリュビオスは、王政とは平等を憎むものであると、ロドス人に言わしめている。それはアンティオコス三世がマグネシアの戦いで破れたあとエーゲ海、小アジアの政治事情が変化し、ペルガモン王国のエウメネス二世やロドスその他の使節がローマ元老院に出向いた時のことである。⁽⁸⁾ここでロドスの使節は、ロドスとペルガモン王国の政策が一致しないことに触れ、ローマ人ならば彼らに相応しくアジアのギリシア人に自由と自治を与えるであろうがと、元老院議員の気を引き、それに対してエウメネス二世とその兄弟はそれを欲しない。なぜならあらゆる君主政は本来平等を憎み、すべての者あるいはでござるだけ多くの臣下を従わせようとするからであるといふ⁽⁹⁾。また同様なことは、前一八五年エウメネス二世がアカイア同盟に使節を送つた時、その使節はアカイア同盟の評議会開催時に評議員が拠出する分担金を肩代わりし、その額一二〇タランタを提供することを申し出た。しかし評議員の一人であつたシキユ

オノのアポロニダスが述べたこととして、評議会の各人がその金を受け取ることは違法であるし、それに資金の提供そのものが不純であり、民主政と王の利害は相違する。つまり王の利益が同盟のそれに優先することになり、もしそのように事を運ばねば、資金を受け取ったゆえに忘恩の徒として非難を被ることになる。¹⁴⁾ ところでこのアイトリア同盟のような都市同盟とか、あるいは個々のギリシア都市に対して、王たちは同盟または友好の標として好意を寄せ、単に王権の誇示だけに留めた場合もあった。リヴィウスは、奇行あるアンティオコス四世ではあったが、彼には王者に相応しい二つの行為があったとし、それを諸都市への贈物と神に対する崇敬であったという¹⁵⁾。しかしヘレニズム時代、各王のギリシア都市に対する働きかけは、特にローマが東地中海に支配権を確立する以前において、王側の関心の度合、また都市側の強弱などの事情により異なっていた。王は都市と同盟関係にあっても、それは名目だけの場合も多く、王はしばしば都市を圧迫した。先にあげたフィリップス五世のタソス人に対する虐政はその例である。

そこで王と都市の関係について、セレウコス朝と小アジアのギリシア都市の場合について取り上げてみる。小アジアでは古くからのギリシア都市に加えて、アレクサンドロス大王やディアドコイさらには初期セレウコス朝の王によって建設された都市がみられたが、セレウコス朝がエーゲ海域に足掛りを持つためには、まずミレトス、エフェソス、スマルナ、イリオンなど古くからの都市に接触する必要があった。セレウコス朝は古い都市の聖所そして都市自体に敬意を払つたが、しかし一方では小アジア支配の強化を狙つたため、それら都市と摩擦を引き起した。これはディアドコイ以来ヘレニズムの王たちが常に直面した問題である。都市は自由 (*εἰλεύθερα*)、自主 (*αὐτορρυθμία*) を主張し、従属ではなく独立を要求したが、セレウコス朝が小アジア支配を固めようとするとき、マケドニア、エジプト、ペルガモンの各王国との対抗上、都市に対し硬軟を使い分けた政策が必要であった。かつて一九三〇年代、この問題点について、ホイスとビッカーマンは相違する見解を打ち出した。ホイスはギリシア都市は基本的に独立しており、その政治制度の構成はヘレニズム時代も古典期と同じであったとする¹⁶⁾。しかしふビッカーマンはセレウコス朝と都市が同

盟 ($\sigmaυμμαχία$) 関係にあっても王の権力が強く、都市は王の力に左右された」とを例証した。先に述べたようにアンテイオコス三世は権力の及ぶるところを支配領とみなしていたから、王の権力下におかれた都市を自由都市と従属都市に区別することは困難である。これについては、アンテイオコス三世とローマが戦う前に、小アジアの政情に入したローマが、アンテイオコスの使節に対し、自由免稅都市と非免稅都市を明確にするよう要求したことからも知られる。もしもローマの主張する条件に適合した自由免稅都市の例は僅かながらみられるが⁶⁰。一般について、セレウコス朝の権力下にあつた古くからのギリシア都市は、独自の都市法による市政の運営は認められたが、しかしそれは独立を意味するものではなく、王が要求する貢納を提供しなければならなかつたとみねぐれである。この点、リキム時代の新設都市も同様に考えてよ。

註

- (1) Diogenes Laertios, VII, 185; II, 115; P. M. Fraser, *Ptolemaic Alexandria*, I, Oxford 1972, 484; W. W. Tarn, *Alexander the Great*, II, Cambridge 1948, 424-426.
- (2) V. Ehrenberg, *Greek State*, London 1969, 177; C. J. D. Aalders, *Political Thought in Hellenistic Times*, Amsterdam 1975, 20. 「光榮ある奴隸の任務」 へじへ表現が、哲學者、ソルジベニア人の諷諭やヘラクレーティスの諷諭がなじんでゐる。W. W. Tarn, *Antigonus Gonatas*, Oxford 1913, 256; F. W. Walbank, *CAH²* VII, 1, 77. ドルタスローヴィスは「王の任務がいかに重荷であるかにひいて」 やシウコスは「王がひだりの多くの書簡を読み、せつて書く」 いふが庶人が知つていたなど。⁶¹ 彼らは王達が落ぶんこどもやれお給へりへばしなふやあらへ、へじへたひる。(Plut. Mor. 790 a)。
- (3) アーリーのカタイオバだらに『トコバトトゥ書簡』(年代も命め) ひりこじせ。P. M. Fraser, op. cit., I, 496-505, 696-704; A. Pelletier, *Lettre d'Aristée à Philocrate*, Paris 1962, 64-98; Cf. A. Burton, *Diodorus Siculus Book I: A Commentary*, Leiden 1972, 3-34. 井上一「シナエの『トコバトトゥ書簡』における王権論」秀村・川浦・太田編『七封せざる社会の歴史』邦学書店 一九六九年、IIIP-111頁。
- (4) H. Thesleff, *The Pythagorean Texts of the Hellenistic Period*, Åbo 1965, 71-75, 79-84, 187-188.

- (5) P. M. Fraser, op. cit., II 701, n. 55; G. J. D. Aalders, op. cit., 28, n. 96; E. Barker, From Alexander to Constantine, Oxford 1959, 361-363.
- (6) E. R. Goodenough, The Political Philosophy of Hellenistic Kingship, YCS 1 (1928), 84.
- (7) G. J. D. Aalders, op. cit., 23-26.
- (8) Aischylos, Pers. 74, 241; Xenophon, Mem. I, 2, 32; III, 2, 1; Cyrop. I, 1, 2; VIII, 2, 14.
- (9) Polybios, VIII, 10, 10; 11, 1.
- (10) Ibid., X, 26, 1-10; IV, 77, 4; V, 11, 6; VII, 11, 1, 10; XV, 24, 1-4.
- (11) Ibid., XXXVI, 17, 13; XXVIII, 10; XXIX, 5, 1; XXV, 3, 1-8; XXVII, 9, 1-10, 5.
- (12) Ibid., VI, 7, 6-7; Cf. Aristeas, 288.
- (13) Polybios, XXI, 22, 7-8; Livius, XXXVII, 54, 3-28. ジュニア・セレウコスの統治は、アントニオスの時代に最も影響力があった。
- (14) Ibid., XXII, 7, 3; 7, 8-8, 8.
- (15) Livius, XLII, 20, 8-10; C. Preaux, Le monde hellénistique, I, Paris 1978, 204-206.
- (16) A. Heuss, Stadt und Herrscher des Hellenismus, Leipzig 1937, 172ff.
- (17) E. Bikerman, op. cit., 139ff.; W. Orth, Königlicher Machtausspruch und städtische Freiheit: Untersuchungen zu den politischen Beziehungen zwischen den ersten Seleukidenherrschern (Seleukos I., Antiochos I., Antiochos II.) und den Städten des westlichen Kleinasiens, München 1977.
- (18) Livius, XXXIV, 57, 10; Diodorus, XXVIII, 15, 2.
- (19) ルーティナス「古代の王と市民たる政治家」(19世紀の著者)OGIS 223; 228.
—— | 九八七。1。1〇—— [米訳]

本論は昭和六十一年度文部省科学研究費による研究の一部である。